

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第186号
事故等種類	衝突（ドルフィン）
発生日時	平成25年8月17日 21時25分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市水島港水島地区 水島港西1号防波堤灯台から真方位039°4,000m付近 （概位 北緯34°29.8′ 東経133°45.7′）
事故等調査の経過	平成25年10月23日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	液体化学薬品ばら積船 泰和丸、498トン 132739、和田海運株式会社、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 左舷船尾外板に凹損 ドルフィン コンクリートが剝離
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、スチレンモノマー約1,000tを積載し、船首約3.8m、船尾約4.5mの喫水により、旭化成ケミカルズ株式会社水島製造所B1棧橋（以下「本件棧橋」という。）に右舷錨鎖約4節、ヘッドライン、スプリング2本及びスターンラインにより、入船左舷着けで着棧した状態から離棧を開始した。 本船は、船長が船橋で操船を行い、船首に一等航海士及び甲板長を、船尾に機関長及び機関員をそれぞれ配置に就け、フォワードスプリングを残して機関を前進にかけ、船尾を本件棧橋から離し、全てのラインを放って右舷錨を巻きながら前進を行い、船尾が本件棧橋の荷役設備を通過したことを確認した後、機関を前進にかけて右回頭中、平成25年8月17日21時25分ごろ左舷船尾外板が本件棧橋の北側ドルフィンに衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
その他の事項	船長は、ふだん、東京湾での運航に従事していたが、東京湾から浦賀水道航路、鳴門海峡及び瀬戸内海の航海により、疲労を感じていた。 船長は、本件棧橋を離棧する際、本件棧橋上の荷役設備に接触しないこと、及び対岸の浅瀬に接近しないことに注意を向けていた。 本件棧橋から対岸までの距離は、約200mであり、水深2mの浅

	<p>瀬が広がっていた。</p> <p>船長は、本件棧橋上の荷役設備は照明でよく見えたが、ドルフィン は暗くてよく見えなかった。</p> <p>船長は、船尾配置の乗組員から、ドルフィンに衝突する直前、ドル フィンへの接近についての報告を受けた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、本件棧橋において離棧作業中、船長が、ドルフィンが暗く て見えない状況下、船尾配置の乗組員から、ドルフィンへの接近状況 の報告がなかったことから、右回頭した際、左舷船尾部がドルフィン に衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、本件棧橋において離棧作業中、船長が、 ドルフィンが暗くて見えない状況下、船尾配置の乗組員から、ドルフ ィンへの接近状況の報告がなかったため、右回頭した際、左舷船尾部 がドルフィンに衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船長は、離棧作業中、船首及び船尾配置の乗組員と連絡を密に取り、ドルフィン等の接近状況の報告をするように指示を行うこと。</li> </ul>